
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 8 号

平 成 29 年 1 月 4 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 28 年度財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置について

福祉部

【チャーがんじゅう課】

1 チャーがんじゅう課に対する指摘事項等

補助金交付要綱について（注意事項）

那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第 4 条及び第 9 条にそれぞれ定める交付申請書及び実績報告書の提出に当たり、同要綱第 11 条の国及び県に準ずる関係書類が添付されていないため、補助対象経費について精査できない状況である。

また、那覇市の補助金に関するガイドライン（第 2 版：平成 26 年 7 月 1 日施行）3.(2).2. は、補助金対象経費と対象外経費の区分、補助金額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に明示する旨規定している。したがって、補助金の使途誤りを防ぐためにも、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に明示されたい。なお、当該交付要綱第 2 条は事業の実施に要する経費について交付する補助金となっているが、予算事業名称では団体の運営費補助金となっている。当該補助金の性質を明確にするよう検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

補助金交付要綱について、今後は国及び県のと綱に準ずる関係書類の提出を求め、きちんと精査できるように致します。

また、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に記載し、今年度中には整備したいと思います。

当該補助金要綱については、国の補助金との関連もあるので、シルバー人材センターと協議して、当該補助金の性質を明確にするよう検討したいと思います。

2 公益社団法人 那覇市シルバー人材センターに対する指摘事項等

(1) 職員給与等の取り扱いについて（要望事項）

那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、平成 25 年度及び平成 26 年度の当期経常収支が赤字であったこと、また、引き続き平成 27 年度も赤字が見込まれるとして、赤字解消対策を行っている。その対策として、職員及び再雇用職員の基本給与の減給、理事長及び常務理事の役員報酬の減額、また、理事及び監事の役員報酬の支給停止を実施し、合わせて約 43 万円の経費を削減している。

しかしながら、センターの平成 27 年度決算の当期経常収支は、材料費等の収支が約 1,000 万円のプラスとなったことから約 720 万円の黒字となっており、職員給与等の取り扱いは慎重に行うべきであった。

職員給与等、業務の実施に当たっては、収支の見込みについて適切に行われたい。

□ 指摘事項等に対する措置

職員給与等の取扱いについて、2年連続の赤字が続いていた為の処置であり、今後は職員給与等の取扱いには細心の注意を払い、また、月次決算・半期決算時に細かな財務分析を行います。

(2) 経理について（要望事項）

那覇市シルバー人材センターは、業務運営等に係る人的配置の制限及び知識の習得に時間を要するとして、同一職員が8年継続して財務全般の事務を担当している。

担当者の不在等による事務の停滞、経理に係る事故及び事件等を防止するためにも、職員の人事異動を含め内部統制の強化を検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

経理について、事務分掌の見直し等を行い、職員の経理についての知識の習得・複数人で経理業務を行う環境作り等を目指し、経理担当者が長期固定化されないよう努めます。

こどもみらい部

【こども政策課】

1 指定管理における警備業務について（要望事項）

指定管理者の公募の際に応募希望者へ提供した児童館管理運営費に関する資料は、施設警備委託料が15万7,500円とされている。また、児童館直営時の仕様として配布された業務委託の仕様内容では、機械警備と巡回警備を併用することとされている。

しかしながら、指定管理者において見積書を徴した結果、88万2,000円の見積額となったため、警備業務内容は巡回警備を除いた機械警備のみの契約となっている。

直営時に比較し指定管理移行後は、警備業務内容が異なっていることについて所管課として対応を検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

ご指摘のありました指定管理者公募の際には、那覇市児童館指定管理者募集要項等の書類において、建物維持管理業務等についてその個別の仕様内容までを明記していなかったために生じている事態であると認識しております。これに鑑み平成28年度公募した那覇市児童館指定管理者募集要項等においては、個別の業務委託仕様内容までを具体的に明記しております。

2 給水栓末端における残留塩素等について（要望事項）

今回の監査対象児童館4館中、3館（国場児童館、久場川児童館、壺屋児童館）において平成27年度の水質検査の結果で残留塩素が0.1mg/ℓとなっており、所管課が指定管理者公募の際に児童館直営時の仕様として配布した各業務委託仕様における基準「0.2mg/ℓ以上」を下回っている。

国場児童館の検査結果では平成26年度及び平成27年度とも「給水栓末端において、残留塩素が検出されにくいため改善が望めます。」との助言事項もあるが、今回の監査時点では依然として改善は行われていない。

また、今回監査を行った児童館全てにおいて、貯水槽を含む検査結果の総合判定が「一部改善が望めます。」との結果になっている。

児童館の利用者には、乳幼児を含む児童が多数含まれる。利用者の水道利用の安心、安全を確保するためにも、当該残留塩素及びその他の検査結果の改善に向けて検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

児童館の施設管理において、より安全・安心に水道を利用するため残留塩素濃度についてその基準を「0.2mg/ℓ以上」と設定しております。しかし施設の水道使用量に対し、既存の貯水タンクの容量が大きいために残留塩素濃度について仕様に定める基準を下回っているという現状です。水道法に定める給水栓における水の残留塩素の基準については0.1mg/ℓとなっており、法令違反とはなっておりませんが、今後、より安全・安心な水道利用に向け計

画的に水道直結工事などの必要な改善を進めて参ります。

3 児童館のトイレ改修及びフロアの床取替え等について（注意事項）

壺屋児童館では、地域住民の交流の活動拠点として高齢者も多数来館し洋式トイレの利用ニーズが高く身障者用の洋式トイレ1基のみでは足りないという状況から、1階の和式トイレを洋式トイレ（幼児用1基含む4基。750,600円）の改修、また、1階フロアの床取替え、遊具の撤去等（1,212,000円）を行ったとのことである。

当該改修等に当たり、児童館の管理運営に関する基本協定書第27条により、指定管理者が所管課へ市の予算で改修できないか協議したところ、故障による使用不能や緊急性がない施設の改修は、直ぐには対応できないとの回答を受けたため、所管課に口頭での了解の上、指定管理者自らの費用負担で行っている。

施設の改修の承認を口頭で行っていることから、将来的に現指定管理者から当該改修費用の返還を求められる可能性も否定できず、トラブルが起こりかねない。指定管理者の費用負担による施設の改修等の合意は、書面により適切に行われたい。

□ 指摘事項等に対する措置

市内11児童館の施設修繕については、予算の範囲内で緊急性のある修繕を優先し対応しております。壺屋児童館における和式から洋式トイレへの改修要望に関しては、市の予算による対応はすぐには難しい旨を指定管理者へ説明し口頭での承認となりましたが、今回の指摘を受け、今後は指定管理者との協議事項につきまして口頭ではなく書面にて双方にて確認し行うよう改善いたします。

4 児童館の利用料金減免申請について（注意事項）

国場児童館及び壺屋児童館での母親クラブ等への利用を許可するに当たっては、当該団体から減免申請書を提出されないまま利用料金を免除していた。

減免を受けようとする者は、児童館及び児童館遊園条例施行規則第4条第1項、第2項に基づき、利用申請書と同時に児童館利用減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

利用料金の減免に当たっては、条例等を遵守し、利用減免申請書を提出させ、適切に手続きを行うよう指定管理者に対し指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

各児童館へ改めて児童館及び児童遊園条例に基づく利用許可手続きについて説明し、指導いたしました。以後は、各児童館において適切に処理されているかモニタリング等の機会も活用しつつ手続き状況を確認し必要に応じて指導して参ります。

5 指定管理者の指定に係る選考部会委員の除斥について（注意事項）

那覇市大名児童館指定管理者の選考に当たっては、選考部会委員の中に応募があった3団体のうち、那覇市社会福祉協議会と利害関係が懸念される那覇市民生委員・児童委員連合会の役員が委嘱されていた。当該団体は、同協議会から助成

金を受けており、また事務室も無償で借用している。

指定管理者制度に関する運用指針(平成22年7月30日付け市長決裁) 9.(1).

は、指定管理予定候補者の選考に当たっては、「委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。」と委員の除斥について規定している。

指定管理予定候補者の選考に当たっては、選考手続きの公平性、透明性を確保するため、選考委員が応募団体と利害関係について書面により確認されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

部会委員の利害関係確認をより確実に行うために、以後については「利害関係確認票」を各委員に配布し確認を行っております。

6 自主事業の実施について(要望事項)

那覇市児童館指定管理者業務仕様書は、「施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業(以下「自主事業」という。)を行うことができる。」旨規定している。

平成27年度収支計算書における自主事業としての実習生受入費は、大名児童館は収入として計上されているが、国場児童館は計上されてなく、結果として異なった取り扱いとなっている。

指定管理者制度の主旨である民間のノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、積極的に自主事業を取り入れるよう指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

市の公共施設としてまた児童福祉施設である児童館としての設置目的に沿った活動につきましては、指定管理者へ自主事業について説明を行い、指定管理者の方から積極的に提案していただき、利用者サービスの拡充につなげていきたいと考えております。